

企画財政課からのお知らせ

子育て世帯向け民間賃貸住宅を建設してくれる事業者を募集します

【子育て世帯向け賃貸住宅とは?】

子育て世帯を対象とした一戸建ての新築賃貸住宅で、専用床面積が82m²以上あり、各戸に玄関、トイレ、台所、浴室及び居室が整備されているもの。



【補助金の交付対象者】

平成30年4月1日以降に賃貸住宅を建設し、その所有者となる町内建築業者であって、町税及び使用料等を滞納していない方。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交付対象外。

- ①建設する賃貸住宅が専ら自己または自己の親族等に限定して入居させる場合
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準に適合していない場合
- ③その他町長が不適当であると認める場合

【補助の額】

1戸当たり300万円

※その他詳細については下記へお問い合わせください。

新婚さんの新生活を応援します！～最大30万円!!～

町では、平成29年度に引き続き、新婚世帯に対して、住宅の購入や賃貸、引っ越しにかかる費用を補助します。最大30万円の補助となりますので、ご活用ください。



【対象世帯】

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも34歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ①対象となる住居が町内にあること
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ③平成28年1月1日から同年12月31日までの夫婦の所得を合算した世帯所得が340万円未満であること。ただし、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとする。さらに、貸与型奨学金の返済をしている場合は、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

【対象費用】 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用のほか、引越しに係る実費。

【補助限度額】 1世帯当たり30万円

※その他詳細については下記へお問い合わせください。

■問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 ☎76-4603



あなたの空き家を貸してください！

10年間、月額 **最大25,000円** の家賃収入が入ります！

八峰町では、移住定住施策として、町内にある空き家を町がお借りし、必要なりフォームを行い、移住や定住をお考えの方に貸し出すための住宅を整備する事業を実施しています。

応募者の要件

次のすべての要件を満たす方が応募できます。

1. 空き家及びその敷地の両方を所有していること。
 - ※1 共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。
 - ※2 登記上の所有者が既に死亡している場合は、権利者全員の承諾書が必要です。
2. 町税、使用料等の滞納が無いこと。
3. 破産手続開始の申立て等がされていないこと。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

応募物件の要件

次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 現況において居住可能な状態のもので、屋根、外壁、土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
2. 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行もしくは競売又は滞納処分がされていないこと。

借上げに関する内容・要件

1. 借上げ期間は10年間を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。
2. 借上げ料は、改修費用に応じて20,000円～25,000円の範囲で決定します。
3. 借上げ料以外は、敷金、権利金等名目のいかんを問わずお支払いしません。
4. 借上げた空き家等、改修が必要な場合は、450万円を限度に八峰町が改修を行います。
5. 改修については、改修の内容を所有者と協議の上行います。
6. 借上げ期間内の入居管理は町が行います。

応募方法

「空き家提供申込書」に必要書類を添えて、企画財政課へ提出してください。

※申込用紙は企画財政課窓口に備え付けてあるほか、ホームページからもダウンロード可能。

応募締切

平成30年5月31日(木)午後5時まで

選考・採用について

応募された建物については、現地調査等による審査・選考を行います。

採用・不採用の決定は、6月下旬に文書で結果を通知します。(採用戸数：2戸を予定)



問合せ先

八峰町企画財政課 ☎0185-76-4603 (受付時間：平日午前9時～午後5時)
FAX0185-76-2113 Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp